陳情第16			1号	受理年月日	平成28年9月8日	
付託委員会			総務財政委員会			
陳	陳 情 者 八幡西区穴生一丁目18-26 村上 さとこ					
件名		選挙公報条例の制定について				
		·	·	·		

要旨

選挙公報は、国政選挙と都道府県知事選挙では必ず発行され、その他の地方選挙では選挙公報条例を制定する自治体において発行される。選挙公報は、投票日の2日前までに有権者のいる全世帯に配布するものとされている。

国政や都道府県知事選挙で選挙公報の発行が義務づけられているのは 主権者たる国民・県民に立候補者の主義主張を明らかにし、その選択の 可否の判断に役立たせようとするものであり、多くの市町村では選挙公 報条例を制定している。総務省などによると、広島市と北九州市を除く 18の政令指定都市で選挙公報が発行されているという。議員名、本人写 真、経歴、政策や主張、推薦人の名前などを紹介するのが選挙公報であ り、その多くは新聞紙大やタブロイド判である。

現状の北九州市では、立候補者名を役所の掲示板に掲示する、新聞に掲載してもらう、公営掲示板を立て、ポスターを張ることで立候補者を 周知徹底させているが、いずれも周知できるのは名前だけで、政策につ いてはほとんど伝えることができない。

市議会議員立候補者による正確な情報を提供して適正な選択の機会を保障し、もって市議会議員の充実した選挙を行うため、早急に選挙公報 条例を制定し、来年に予定されている市議会議員選挙から選挙公報を発 行していただきたい。